平成２３年（フ）第１０２号
金沢市近岡町515番地２、従前の住所金沢市神野２丁目94番地15
債務者　沙弥ゆかり（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１２号
石川県河北郡内灘町字大根布２丁目174番地
債務者　出島　利恵
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１３２号
石川県石川郡野々市町押野６丁目187番地　押野グリーンマンション305号
債務者　押田　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５５号
金沢市小立野３丁目12番17号
債務者　矢嶋　幸賢
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１８４号
岐阜市柳津町蓮池６丁目105番地　ヴィラエクセレント203号室
債務者　橋本　純一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１９０号
岐阜市柳ケ瀬通７丁目３番地
債務者　児島つかさ
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２０７号
岐阜市島栄町１丁目16番地３　ＹＳビル２階Ｃ号室
債務者　野田　直孝
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１７号
岐阜県高山市下岡本町3154番地４
債務者　大田　裕二
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第８００号
名古屋市名東区香南１丁目101番地　県営猪子石住宅Ｃ棟501号
債務者　山口　哲仁
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６０号
滋賀県栗東市小柿６丁目９番９―103号
債務者　福井　康彦
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８９号
大津市月輪３丁目１番11号
債務者　田中　茂明
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６０号
滋賀県高島市朽木荒川150番地１　荒川団地Ｅ―10号
債務者　北村　仁志
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６８号
滋賀県守山市水保町1394番地　セザール琵琶湖大橋407号
債務者　奥村　美和
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９９号
大津市大将軍２丁目３番４号ガーディアンシャトーⅡ102、前住所大津市大将軍１丁目11番14―106号
債務者　仲村　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０１号
大津市大萱４丁目６番44号ルラシェ105号
債務者　寺田　　薫
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０３号
滋賀県野洲市永原官有地　県営永原第２団地Ａ棟405号、前住所岡山県倉敷市茶屋町2125番地１　ビックベアーＡ―202号
債務者　上田　愛子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８２号
京都市伏見区久我森の宮町14番地12　プレジオ伏見久我302号
債務者　上田　真紀
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係